

## 網走市国民健康保険 高額療養費自己負担限度額及び食事負担額表

(令和6年3月から)

70歳未満の方	負担区分		自己負担限度額		食事負担額 (1食につき)
	上位所得者 <small>(世帯所得901万円超)</small>	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目から140,100円)		
	上位所得者 <small>(世帯所得600万超～901万円)</small>	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目から93,000円)		
	一般 <small>(世帯所得210万超～600万円)</small>	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目から44,400円)		
	一般 <small>(世帯所得210万円以下)</small>	エ	57,600円 (4回目から44,400円)		
	低所得者 <small>(住民税非課税)</small>	オ	35,400円 (4回目から24,600円)		210円(※)

70歳以上の方	負担区分	負担割合	自己負担限度額		食事負担額 (1食につき)
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
	現役並み所得者Ⅲ <small>(課税所得690万円以上)</small>	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目から140,100円)		460円
	現役並み所得者Ⅱ <small>(課税所得380万円以上)</small>		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目から93,000円)		
	現役並み所得者Ⅰ <small>(課税所得145万円以上)</small>		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目から44,400円)		
	一般	1割又は2割	18,000円 【年間144,000円】	57,600円 (4回目から44,400円)	210円(※)
低所得Ⅱ	8,000円		24,600円		
低所得Ⅰ			15,000円	100円	

- ・高額療養費は、月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに計算します。
- ・一つの世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して計算することができます。
- ・( )内の金額は、過去12ヶ月以内の国保加入期間において、一つの世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合(70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く)の、4回目以降の限度額です。また、【】内の金額は、年間(前年8月1日から7月31日まで)の自己負担額合計に対しての限度額です。
- ・70歳未満の方、及び70歳以上の低所得Ⅰ・Ⅱの方が入・通院する場合は、「限度額適用及び標準負担額減額認定証」の交付申請をすることができます。事前に医療保険係へ申請をして下さい。70歳以上で一般・一定以上所得者Ⅲに該当する方は保険証を病院に提示していただければ限度額を超える医療費は減額された状態で病院から請求されます。70歳以上で一定以上所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は平成30年8月より、「限度額適用認定証」が発行されます。
- ・一ヶ月間に複数の病院で限度額を超えた場合は医療保険係窓口で払い戻しの申請ができる場合があります。
- ・70歳以上で一定以上所得者であっても、旧ただし書き所得210万円以下であれば一般の自己負担限度額を適用します。

※1 住民税非課税世帯及び低所得Ⅱに該当する方の食事代は過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合、160円になります。

※2 マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の発行手続きが不要となりますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。